

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により、随時監査（工事監査）を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

平成 29 年 12 月 18 日

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 飯 塚 義 隆

記

- 1 監査の種類 随時監査（工事監査）
- 2 監査の対象 建受教総工第 28-1 号有田地区新設小学校校舎棟新築工事
- 3 監査の方法 技術面での監査を、特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラムに委託し、提出された設計図書等の審査、関係者への事情聴取及び現地調査を実施した。
- 4 監査の期間 平成 29 年 8 月 23 日から平成 29 年 12 月 14 日まで
- 5 監査の結果 別紙報告書のとおり、特に指摘すべき項目はないが、今後の課題として、設計終了時に設計図書と積算書を見直しする手順を含めることや、仕上り状態、設備機器の運転状況含め、丁寧な竣工検査の実施について適切に対応されたい。
- 6 そ の 他 監査対象工事の概要及び監査の着眼点は別紙のとおり

監査対象工事の概要及び監査の着眼点

1 監査の対象

- (1) 名称 建受教総工第 28-1 号有田地区新設小学校校舎棟新築工事
- (2) 工事場所 上越市大字安江地内
- (3) 工事概要 敷地面積：19,791.032 m²
建築面積：3,149.42 m²
延床面積：8,946.36 m²
構造：鉄筋コンクリート造 4 階建て、一部鉄骨平屋建て
- (4) 工期 平成 28 年 6 月 16 日から平成 29 年 12 月 27 日まで

2 監査の着眼点

- (1) 計画・設計（設計図、設計書、仕様書等）
 - ① 必要な設計図書は整備されているか。
 - ② 法令・基準等を遵守しているか。
 - ③ 合理的、妥当なもので、その根拠は適切か。
 - ④ 機能性・安全性・公益性・環境への配慮は適切か。
 - ⑤ 維持管理の容易さ及び経済性は考慮されているか。
 - ⑥ 委託成果品検査、委託業務の履行確認は適切か。
 - ⑦ 設計変更があった場合、その根拠及び内容は妥当なものであるか。
- (2) 積算・入札
 - ① 積算根拠は明確か、積算漏れはないか。
 - ② 入札・契約・完成保証等の方法及び書類は適切か。
- (3) 工事監理
 - ① 現場に必要な書類・記録が整備されているか。
 - ② 関連工事との連絡調整は適切か。
 - ③ 工事材料の数量・品質、監理は適正か。
 - ④ 工期変更がある場合、理由は適切か。
- (4) 施工・施工監理
 - ① 工事施工計画書は適切か。
 - ② 法令・基準は遵守されているか、諸官庁への事務手続きは適正か。
 - ③ 設計図書どおり施工されているか、変更の場合理由は確かか。
 - ④ 現場保安措置及び災害・交通対策は適切か。
 - ⑤ 騒音・振動対策等環境対策は適切か。
 - ⑥ 材料の出納・保管は適切か。
 - ⑦ 重機類の安全対策、作業員の安全教育等は適切か。
- (5) 検査
 - ① 各種検査、材料試験等は適正か、その記録は整備されているか。
- (6) 説明責任
 - ① 全体的に情報開示・説明責任に対応できる内容になっているか。

工事監査技術調査報告書
建受教総工第 28-1 号
有田地区新設小学校校舎棟新築工事

平成 29 年 12 月 14 日



目 次

担当技術士一覧

まえがき	1
第1章 調査概要	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査実施日	1
1.3 工事概要	1
1.4 実地調査場所	1
1.5 出席者	2
1.6 日程	3
1.7 調査方法	3
第2章 調査業務内容	4
2.1 計画・設計	4
2.2 積算・入札	6
2.3 工事監理	8
2.4 施工・施工監理	8
2.5 検査	10
2.6 説明責任	10
第3章 総合評価	11
むすび	11

担当技術士一覧

総合管理技術士

理事長

原田 敬美 技術士（建設部門）
登録 No. 24446
博士（工学）

部門統括技術士

建設委員長

石川 敏行 技術士（電気電子部門）
登録 No. 21921

担当技術士

会員

原田 敬美 技術士（建設部門）
登録 No. 24446
博士（工学）

NPO 法人地域と行政を支える技術フォーラム

〒106-0032

東京都港区六本木 3-14-9 妹尾ビル 4F

TEL/FAX 03-3403-2325

まえがき

本工事調査報告書は、上越市との契約に基づき、標記工事に対して技術的側面についての調査及びヒアリングを行い、その適否、あるいは問題点の把握・分析を行い、改善案（助言、勧告）を提示し、工事監査参考資料として作成し提出するものである。

第1章 調査概要

1.1 調査目的

本報告書は、専門技術者の立場から主として、当該工事に係る①計画、②設計、③積算、④契約、⑤工事監理、⑥施工管理等に関する事項に対して調査を実施し、これらの諸事項に係る妥当性、公正性、適正性、経済性、公平性の確認と必要な助言、勧告を行うことを目的としたものである。

1.2 調査実施日

平成29年10月19日(木)

1.3 工事概要

工事件名 建受教総工第28-1号 有田地区新設小学校校舎棟新築工事

工事場所 上越市大字安江地内

発注者 上越市

主管課 教育委員会事務局教育総務課

設計 建築住宅課

敷地面積：19,791.032 m²

建築面積：3,149.42 m²

延床面積：8,946.36 m²

構造：鉄筋コンクリート造4階建て、一部鉄骨平屋建て

請負業者：中田・高館・相村共同企業体

請負金額：当初2,160,000,000円、変更後2,159,600,400円(平成29年2月17日変更)

工期：平成28年6月16日～平成29年12月27日

1.4 実地調査場所

上越市役所 上越市教育プラザ中会議室

1.5 出席者

(午前) 書類調査

教育委員会事務局教育総務課	参事	山口	将
同	副課長	柿村	勇
同	施設係主任	渡邊	真介
建築住宅課営繕室	参事	富田	陽一
同	営繕第三係長	星野	隆幸
契約検査課	副課長	太田	貫治
監査委員事務局	局長	柴山	弥松
同	次長	平山	伸恵
同	監査係主任	松田	英子
技術士		原田	敬美

(午後) 現場調査 (施工現場)

代表監査委員		大原	啓資
監査委員		山川	とも子
同		飯塚	義隆
教育委員会事務局教育総務課	参事	山口	将
同	副課長	柿村	勇
同	施設課主任	渡邊	真介
建築住宅課営繕室	参事	富田	陽一
同	営繕第三係長	星野	隆幸
監査委員事務局	局長	柴山	弥松
同	次長	平山	伸恵
同	監査係主任	松田	英子
設計監理業務受託者			
上越市建築設計協同組合	統括管理	漆間	昭二
請負業者			
中田・高館・相村共同企業体			
	現場代理人監理技術者	松矢	卓夫
同	主任技術者	猪俣	孝久
同	主任技術者	佐野	友和
技術士		原田	敬美

1.6 日程

平成 29 年 10 月 19 日（木）

- 9 時 30 分 工事概要説明、書類審査、質疑
- 12 時 00 分 審査終了
- 13 時 30 分 現地調査、質疑
- 15 時 00 分 調査終了
- 15 時 30 分 講評
- 16 時 00 分 終了

1.7 調査方法

調査は、仕様書に基づき実施したものであり、その概要、手順は以下のとおりである。

- ① 担当課による工事経過、概要の説明
- ② 特記仕様書の調査
- ③ 設計図面の調査
- ④ 積算書の調査
- ⑤ 契約関係書類の調査
- ⑥ 工事監理状況の調査
- ⑦ 施工管理状況の調査
- ⑧ その他

以上の事項について、担当課及び関係各位からのヒアリング、質疑応答、書類を基に調査を行ったものである。

第2章 調査業務内容

2.1 計画・設計

(1) 必要な設計図書の整備状況

本事業は小学校新築工事で、建築面積 3,149.42 m²、延床面積 8,946.36 m²の規模である。

作成された建築意匠図面は約 200 枚、構造図は 51 枚である。図面目録によると一般図の他、各階の平面詳細図、各部詳細図、家具詳細図、サイン案内図などが作成されている。積算、施工に十分な枚数、内容の図面が作成されている。

特記仕様書その 1 の①一般共通事項 5 電気保安技術者の欄が空欄である。説明を求めたところ、電気設備図に記載されているとの回答で、問題なしと了解した。

同⑦特別な材料の工法の欄で○印が記入されている。特別な材料の工法について本工事で該当する工事は無いことであり、結果として特別な材料の工法がなければ、白紙に変更すべきであった。

④地業工事の②既成コンクリート杭地業、「遠心力高強度プレストレスコンクリートくい (PHC 杭)」と記載されている。杭工法の選定理由は、3 種類の杭工法を比較検討し、施工性、工事費、工期の観点から当該工法が最適と判断した。

特記仕様書その 3 の⑳その他工事の⑰積雪表示板設置の根拠は建築基準法施行令第 86 条第 7 項で規定されている。

図面 10 と 11 外部仕上表と内部仕上表について、その選定根拠は以下のとおりである。外壁の仕上材はコンクリート打放し下地、吹付タイル、フッ素系・高耐久性型 (10 年保証)、屋根材はコンクリート即時金ゴテ下地、カラーウレタン塗膜防水軽歩行用・環境対応型・高耐久性型 (10 年保証) X1 工法である。これは一般的な普及品で、安価であること、10 年保証がされ、防水材は補修の際、重ね塗りが可能であり、補修工事が容易である。外壁の仕上材も長寿命であることが理由である。コンクリートスラブ下現場発泡ウレタン t=35 は省エネ法の規定を満足する断熱材で、施工性がよいことが理由である。バルコニー床防水モルタル金ゴテ仕上は、バルコニーであり雨漏りの心配がないとの理由である。

主な部屋の内部仕上材の選定根拠は以下のとおりである。職員室は OA フロアで、自由な配線を確保するためである。壁の仕上材は木質系で、市役所農林水産部局から木質系材料を使用して欲しいと要請があった。なお、学校であり火気の使用はないので内装制限の問題はない。トイレの壁にキッチンパネル t=3 を採用した。メンテナンス、掃除が簡単である。給食室の床は、転倒防止のため防滑長尺塩ビシートを採用した。音楽室は隣が理科室、図工室で、騒音防止、吸音性に配慮し、有孔しな合板 t=5.5 目透し張 (内部グラスウール t=50 充填)、天井材は化粧石膏ボード (有孔) t=9.5 張 (天井裏グラスウール t=100 敷込み) とした。4 階理科室の床は、複合 2 種フローリングボード t=13 直貼りで

ある。耐薬品性のある床材を用いなかった理由は実験機が広く、机から漏れても少量で床まで漏れ落ちないという考えである。

1階平面図で更衣室のプライバシー保護の検討が必要である。

積算、施工に必要な図面が作成されている。

(2) 法令・基準等遵守

図面の中に防火区画図、各階の法規チェック図などが作成されている。建築基準法、消防法などの規定を満足する内容と判断する。

(3) 合理的、妥当性、計画内容の根拠

当該事業の計画の経過は以下のとおりである。

平成 22 年 2 月上越市学校適正配置の基本的な考え方についての意見書を、上越市学校適正配置審議委員会が答申した。小中学校の学級数、1 学級の規模人数、適正な通学時間徒歩 30 分以内などの基準を設けた。大規模校の適正化、小規模校で複式学級がないよう基準を設けた。地域の意見なども参考に、小規模校と大規模校の解消の方針が出された。

平成 22 年の上越市学校適正配置審議委員会の答申を基に、平成 25 年 2 月地元から「有田地区における小学校の適正配置に関する要望書」が市長宛てに提出された。学区の見直しと小学校の新設である。有田地区の児童が同規模の小学校で学べるよう春日新田小学校の学区を国道 8 号線で概ね二分し、北側地域の児童はこれまで通り現在の春日新田小学校に通学し、南側の地域は小猿屋小学校の学区と合わせて新たな学区とし、児童の通学負担に配慮し新しい学区の中央部に統合校を新設して欲しい、という内容である。

その背景に周辺に 420 区画の宅地造成が行われ、土地区画整理事業も進行中であり、住宅数が増加傾向にある。春日新田小学校は平成 27 年 810 名、平成 33 年には 1,000 人を超えると見込まれた。

要望に対し平成 25 年 3 月市長は統合校を新設する方向で準備を進めると回答した。

立地は双方の中間とし、春日新田小学校は 1,000 人規模であるので分離し、新たな学校は小規模校と統合する。国道 8 号の横断は危険であるので、北側を春日新田小学校の学区、南側を分離、小規模校と合体、新たな学校を建設することとした。

基本設計の際、有田地区小学校適正配置検討委員会、町内連絡協議会、それぞれ固有の歴史を持つ春日新田小学校の一部と小猿屋小学校の教員、PTA などから意見を聴取し、賛同を得た。

計画の経過、計画内容は妥当で合理的である。

(4) 機能性、安全性、公益性、環境への配慮

基本設計段階で、学校本体の規模 8,335 m²、体育館 1,931 m²、給食室 360 m²、プール管理棟 36 m²、合計 10,662 m²とした。所要室は普通教室、特別支援教室、特別教室、管理部門などである。根拠は文部科学省の公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目である。普通教室 24 学級、特別支援学級 4 学級を基に、積雪寒冷地加算、特別支援学級加算をし、延床面積が決まった。

省エネルギー法の基準を満足する断熱材が使用されている。

設計は機能的で、環境に配慮されている。

(5) 維持管理の容易性、経済性

公共施設にとって重要な維持管理の容易性、経済性の視点については以下のとおりである。

普段使わない階段、廊下には安価な材料を採用、一方で、メインの床をフローリングとし、壁材は杉板を採用し見せ場を作った。床材は長尺タイル、壁はビニールクロスで一般的な普及品である。

ランニングコストへの配慮について、断熱効果を高め、エアコンは廊下を除くこととし、燃料費に配慮した。

(6) 委託成果品の検査、委託業務の履行確認

実施設計図書、積算書は必要十分に作成されている。

(7) 設計変更

工事が進捗する中、監理業務でエレベーター内部に給食用カートの衝突防止のパイプを追加で設置することとした。また、エアコン室外機設置に当たり基礎工事のための地盤改良の必要性が分かり、変更した。それぞれ工事費の増加になる。一方減額要素として、外構のグレーチング材について児童が毎日使う箇所はステンレス製その他は鋼鉄製に変更した。設計変更は合理的な理由がある。

監理業務を通じその都度、設計内容の再検討、積算書の見直しをすることは結構であるが、本来、実施設計図書と積算書ができた際、バリューエンジニアリングのような方法で、設計内容を再点検し、積算書の調整をすべきだった。今後の検討材料にされたい。

設計変更の理由は合理的である。今後、設計終了時に設計図書と積算書を精査されたい。

2.2 積算・入札

(1) 積算根拠、積算漏れの有無

単価の根拠は新潟県土木部の建築工事設計単価表に基づく。単価表にない材料は「建設物価」などの定期刊行物に基づく。それでもない場合は3者の業者から見積を取り、最低価格の金額を参考に単価を決める。

積算の金入れは市役所担当職員が RIBC のシステムを通じ集計した。

積算書について質疑した項目は以下のとおりである。

12 ページ、土工事で発生土の仮置き場の考え方が不明である。場内に仮置きするとの回答で了解した。

13 ページ、杭工事は、3 者見積をとり、最低価格を基に一定の査定で決めた。

14 ページ、地盤改良も同様である。

15 ページ、コンクリート工事の 27N/mm²SL15 の 2,765 m³、27N/mm²SL18 の 5,251 m³の

計算根拠を確認した。

16 ページ、型枠工事で曲面型枠が計上されている。平面図に局面の壁面や屋根面がないが、曲面型枠を使う場所は、各階のトイレ内部のパーティション代わりに局面の壁で曲面型枠を使用する。

18 ページ、鉄筋工事の D10 の 273t、D13 の 268t、D25 の 323t、D29 の 76.1t の計算根拠を確認した。

55 ページ、金属製建具について、3 者見積を取り、最低価格を基に一定の査定で決めた。

74 ページ、床フローリングボード WPC 仕様は Wood Plastic Combination の略で、木質繊維の中にプラスチックを混ぜた材料で耐摩耗性があり傷がつきにくく、汚れにくい。メインの昇降口やオープンスペース、メインの通路に使用する。

積算は適切である。

(2) 入札

基本設計担当の設計事務所選定方法は、指名競争入札で、条件は市内の登録業者、一級建築士が 2 名以上いることである。2 者を指名し、当該事務所が落札した。

予定価格 4,318 万円(税抜き)で、落札価格 3,700 万円、落札率は 85.7%である。

実施設計担当の設計事務所選定方法は、基本設計受託者と随意契約とした。

予定価格 7,290 万円、落札率 7,200 万円、落札率 98.8%である。

監理業務担当の設計事務所選定方法は、実施設計担当事務所と随意契約とした。

予定価格 5,834 万円、落札価格 5,800 万円、落札率 99.4%である。

建設会社選定方法は、予定価格 2,000 万以上の場合、制限付一般競争入札で、予定価格 1 億円以上の場合、参加資格は、市内に本社がある業者で A ランク又は B ランクで、3 者以内の共同企業体方式とし、AAA か AAB、又は AA とするよう資格要件を定め公告した。

4 共同企業体を指名し、参加したが 3 回目の再入札で決まった。予定価格 20 億 295 万円(税抜き)、落札価格 20 億円で、落札率 99.9%である。

契約書類を確認した。基本設計の契約書は平成 25 年 9 月 2 日付け、契約金額に対応する収入印紙が貼られている。実施設計の契約書は平成 26 年 4 月 14 日付け、契約金額に対応する収入印紙が貼られている。監理業務の契約書は平成 28 年 6 月 20 日付け、契約金額に対応する収入印紙が貼られているが、監理業務契約書の場合、収入印紙は不要とされる。今後は配慮されたい。工事契約書は平成 28 年 5 月 18 日付け、契約金額に対応する収入印紙が貼られている。

工事完成保証について、契約額の 10%の保証金の保証書が金融機関により発行され工事の完成を担保している。日付は平成 28 年 6 月 17 日付けである。

入札、契約手続きは問題ない。

2.3 工事監理

(1) 現場に必要な書類・記録の整備

監理議事録はファイルされている。一部を確認した。適切に記載されている。監理議事録は適切に作成、整備されていると判断する。

(2) 関連工事との連絡調整

監理の会議は2週間に1度、監督員、監理者、現場関係者が出席し、開催している。建築、構造、電気、機械設備の設計監理担当者と工事業者と市の監督員と全体工程の確認、工事内容の報告、指示、意見交換、情報共有をしている。さらに、必要に応じ随時会議を開催している。監理者が監理報告書を作成する。定例の監理会議の後、分科会に分かれ、分野別に報告、連絡事項、情報共有に努めている。

(3) 工事材料の数量、品質、監理

杭材料の納品検査について、一部であるがその径、長さなどを確認したことを写真で確認した。

コンクリートの納品検査について、18N/mm²-SL15cm 設計数量 90.2 m³、納品数量 111.5 m³、24N/mm²-SL18cm 設計数量 36.1 m³、納品数量 19.5 m³、27N/mm²-SL15cm 設計数量 2,765 m³、納品数量 2,414 m³、27N/mm²-SL18cm 設計数量 5,251 m³、納品数量 5,706.85 m³、設計数量 8,016 m³、納品数量 8,120.85 m³である。

鉄筋の納品検査について、D10 設計数量 273.4t、納品数量 246.522t(外構工事が進むと数量が増加予定)、D13 設計数量 268.2t、納品数量 305.881t、D16 設計数量 29.7t、納品数量 43,792t、D19 設計数量 9.4t、納品数量 8.056t、D22 設計数量 135t、納品数量 112.711t、D25 設計数量 323t、納品数量 326.856t、D29 設計数量 76.1t、納品数量 75.532、D32 設計数量 11.1t、納品数量 7.162t である。納品量は適切である。

(4) 工期変更

進捗率は9月末で予定 80.2%、実績 88.2%、10月末で予定 88.5%、実績 95.6%で予定より早く進捗している。工期変更はない。

工事監理の方法、体制、主要材料の納品量は積算量と比較し適切で、進捗率はマスター工程に対し先行している。工事監理は適切である。

2.4 施工・施工監理

(1) 工事施工計画書

施工計画書を確認した。全ての関連する工事の施工計画書が作成されていることを確認した。

(2) 法令、基準の遵守、諸官庁への事務手続き

建築確認済証を確認した。

労働基準監督署への届出書類は上越労働基準監督署の足場設置届平成 28 年 9 月 7 日、労働保険の届出平成 28 年 6 月 20 日、特定元方事業者の事業開始届平成 28 年 7 月 26 日、

適用事業報告書平成 28 年 6 月 20 日、共同企業体代表者届平成 28 年 6 月 20 日、型枠支保工届平成 28 年 9 月 20 日を確認した。なお、型枠支保工届については規定で高さが 3.5m 以上の場合届出義務があるが、当該現場の支保工高さは 3.4m であり、提出が不要と労働基準監督署から回答があった。

工事現場の法定掲示物を確認した。

手続きは適切である。

(3) 設計図書に基づく施工

杭打設について、杭芯ずれは許容範囲内である。仕様書上問題ないが、構造設計担当者からの助言で、念のため鉄筋の補強をした。3 箇所で C 通りの⑥、⑦通りと B 通りの⑨通りである。杭の安定地盤の到達の確認について、積分電流計のデータを一部確認した。

コンクリート強度の試験結果について、4 階で、設計条件 27N/mm²、呼び強度 30N/mm²、スランプ値 18 cm に対し、4 週強度は 3 試験体で 43.8N/mm²、41.3N/mm²、42.1N/mm² で合格である。

配筋について、一部、写真での確認、監督員と設計監理者が配筋後、検査した状況について問題ないと説明を受けた。

施工状態は問題ないと判断する。

(4) 現場の保安措置、災害、交通対策

杭打工事の期間の災害防止活動の重点災害防止目標は①重機・クレーン等の災害防止、②墜落・転落災害の防止、コンクリートの打設工事の期間は交通事故防止対策の推進などが記載されている。

毎日の安全対策は朝 7 時 45 分ラジオ体操、職長による施工人員、現場状況の確認、各業種の情報交換、KY 活動を実施し、昼礼では職長会議で午後の業務内容のチェック、翌日の業務の確認し、夕方は職員間の調整を 18 時まで実施する。

また、専属の安全担当社員と各業者の安全の専門家が現場でパトロールを実施している。

毎月災害防止協議会を開催し、電気設備工事、機械設備工事も含め、重点目標のチェック、次月の工程確認、人員の確保の確認をする。

安全大会を月 1 回開催している。また、作業員に対する安全教育を月 1 回開催している。ピーク時 100 人の作業員がいた。その時は 25 人ずつ、2 日に分け、4 回安全教育を開催した。また、ビデオで安全教育を、毎月 30～40 分実施している。

安全当番が、随時、午前、午後、現場の安全パトロールを実施している。

新規入場者教育を実施し、職長が新規入場者に工事の説明を行っている。

労災事故 16 か月無事故である。

大型車が進入する際、主要な交差点 2 箇所に 1 人ずつ誘導員を配置した。町内に大型車の通行は困るという意見があり、交通経路の指示、待機場所を指定し、大型車の進入時間を 8 時 30 分以降とした。

作業員休憩室は畳敷で、夏場の暑い時期は熱中症対策として製氷機を設置、塩飴を置

いた。

施工の安全対策、作業員の休憩室は適切である。

(5) 騒音、振動など環境対策

近隣から騒音、振動で苦情があった。特定の曜日、時間帯に配慮し、以降苦情はない。建設副産物処理について産業廃棄物収集運搬委託契約書、産業廃棄物処分委託先の契約書を確認した。マニフェストを確認した。

建築現場では産業廃棄物の分別をしている。木、金属、プラスチック、紙、段ボールと5種類である。

施工現場の環境対策は適切である。

(6) 材料の出納、保管

特記事項はない。

(7) 重機類の安全対策、作業員の安全教育等

書類に基づき、作業所が実施すべき事項は、①有資格者の確認、②作業半径立入禁止措置の設定、③関連工事間の作業連絡の徹底、④使用資材、機械の適正な搬出入である。協力業者が実施すべき事項は①有資格者の適正な配置、②主たる用途以外の使用禁止、③作業員への周知徹底、④作業手順の作成、検討である。

施工は法令、仕様書に基づいており、安全に配慮し、近隣に配慮しながら進んでいる。特に横臥できる休憩所は高い評価ができる。

2.5 検査

検査は市の規定に基づき、平成29年3月28日に実施した。既成部分出来形検査が目的である。結果は合格であった。竣工検査は竣工時実施する予定である。

出来形検査は適切である。なお、竣工時の検査の際は仕上材の出来栄え、設備機器の運転も含め十分な検査をされたい。

2.6 説明責任

事業について地元の意見を十分聴取し、進めた。

基本設計時から学校関係者、有田地区の関係者に説明した。

議会では予算審議、文教経済常任委員会で設計内容の説明をした。

工事着手前、近隣説明を3町内会で実施した。工事は、日曜日以外、時間は7時45分から18時までとし、延長の場合は町内会長に書類配布することとした。強風などで砂埃が舞う恐れがある時は散水養生することとした。

説明責任は手続き、方法、手順など適切である。

第3章 総合評価

今回の調査で、特に指摘すべき項目は無い。しかし、今後の課題として、以下の点に配慮し工事を進められたい。

- (1) 計画・設計分野について、設計図書は積算、施工に必要十分に作成されている。設計は文部科学省の基準に基づき、関係者の意見を反映しており、法令を満足し、妥当、合理的、環境に配慮された内容である。
- (2) 設計内容について、維持管理の容易性、経済性に配慮されている。
- (3) 設計変更の理由は合理的である。しかし、今後は設計終了時に設計図書と積算書を見直しする手順を含めることを検討されたい。
- (4) 積算は基準に則り適切である。入札、契約手続きは問題ない。
- (5) 工事監理の方法、手順は適切である。工程は前倒しで適切である。
- (6) 施工・施工監理について、適切な法的手続き、安全管理がなされ、近隣に配慮し施工の品質、廃棄物の処理など適切に実施されている。また、現場は整理整頓されている。休憩所は横臥し休憩できるよう畳敷きで良好な状態である。
- (7) 検査は出来形検査が平成29年3月末実施された。合格であった。竣工検査の際は仕上り状態、設備機器の運転状況含め、丁寧な検査をされたい。
- (8) 説明責任について、学校建設の必要性、基本設計段階に地元住民、議会関係者に十分な説明をし、工事中は近隣に説明をしながら工事を進めた。適切である。

むすび

おわりに、今回の調査はサンプリング調査により実施したもので、調査範囲から得られた結果についての判断を示した。公共施設は市民生活を支える大切な社会資本である。今後も合理性、公益性、安全性、経済性等に配慮し公共事業を実施されるよう要望したい。